

昨年来、石綿（アスベスト）を取り扱う事業場やその周辺での石綿暴露による健康被害が大きな社会問題となっている。

水道用の石綿セメント管は施工性がよく、安価であったことから昭和30年代、40年代にかけて大量に使われ、わが国の急速な水道普及率の向上に貢献してきた。他管種への取替えが進められ、平成15年現在、水道管延長に占める石綿セメント管の割合は3・2%となった。しかしながらこれは、なお1万8700キの石綿管が残っているというのだ。

水道のアスベスト問題は大きく3つに分けられる。脆弱な管種であり、災害に弱いこと、撤去時の取り扱いに細心の注意が必要なこと、過去まで遡る作業従事者の健康調査の必要性だ。

水道水へのアスベスト混入の要因としては、水道の配管用に使用されている石綿管の侵食、腐食によるア

スベスト繊維の剥離が考えられるが、水道水中のアスベストについては、WHOが健康影響の観点からガイドラインを定める必要はないと結論づけており、人への健康影響はないと考えられる。

石綿管の脆弱性については論を待たない。鉄管などの他管種と比較して強度が弱く、破損率や漏水率が高

## 持続的運営への試金石

い。このような石綿管をいつまでも残しておくことは経済的にも災害対策上も許されない。水道事業者は残存する石綿管の一掃に全力であたるべきだ。それが水道の信頼回復にもつながるだろう。

厚労省による石綿管更新補助の対象には、給水人口5万人未満の水道事業、石綿管の布設割合が1割以上などの採択基準がある。し

かし地震対策として行う場合には、その惧れがある地域であれば人口規模の制約は無く、制限がかかるのは資本単価と水道料金（5万人以上の水道事業）だけだ。厚労省も出来る限り幅広く採択したい（山村水道課長）と言っている。

総務省も平成4年度以降、時限付きて資本費など一定の要件を満たす団体の石綿管更新事業に要する経費について、地方財政措置を講じてき

た。しかし未だに全量更新に至っていないため、18年度の地方債計画の中で資本費要件を見直したうえで、支援措置を平成20年度まで延長した。これらの制度を活用して石綿管更新を積極的に進めるべきだ。

石綿管の撤去作業にあたっては、従事者の健康影響に十分に配慮すべきことはもちろんだ。昨年7月から施行された「石綿障害予防規則」に基づき「石綿管撤去作業等における対策の手引き」の遵守が求められる。

る。これまで一部でやられてきたように、更新した石綿管を埋め殺しにすることは、将来、掘り返される可能性があることを踏まえれば避けるべきである。産業廃棄物として適正に処理することが必要だ。

ある中核市の水道事業体が調査したところ、350名の職員のうち50名が石綿管撤去作業などで長期にわたり粉塵を浴びた可能性があった。掘り返した石綿管をハンマーで叩き壊したこともあったという。今のところ発病はなくとも、これらの職員の健康検査は必須だ。場合によっては退職者の健康検査も必要だろう。

水道は、ライフラインとして、将来ともに人の生活に不可欠な施設である。どのような材質の水道管であっても更新は避けて通れない。ましてや災害に弱く、耐用年数の短い石綿管が多く残っているのなら、将来の難を回避するためにも水道事業者は直ちに計画を立てて、石綿セメント管の更新を進めるべきだ。それは、持続的に水道事業を運営することができるかの試金石と言えるだろう。

## 石綿管問題